

令和 8 年度

予 算 書

長 岡 市

目 次

議案第7号	令和8年度長岡市一般会計予算	1
議案第8号	令和8年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第9号	令和8年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特5
議案第10号	令和8年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特8
議案第11号	令和8年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特11
議案第12号	令和8年度長岡市下水道事業会計予算	特14
議案第13号	令和8年度長岡市水道事業会計予算	特20
議案第14号	令和8年度長岡市簡易水道事業会計予算	特26

一 般 会 計

令和8年度長岡市一般会計予算

令和8年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,406,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(報酬に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		40,708,000
	1 市 民 税	18,077,000
	2 固 定 資 産 税	17,602,000
	3 軽 自 動 車 税	996,000
	4 市 た ば こ 税	1,720,001
	5 鉱 産 税	650,001
	6 入 湯 税	35,001
	7 都 市 計 画 税	1,627,997
2 地 方 譲 与 税		1,261,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	240,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	940,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	81,000
3 利 子 割 交 付 金		140,000
	1 利 子 割 交 付 金	140,000
4 配 当 割 交 付 金		440,000
	1 配 当 割 交 付 金	440,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		350,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	350,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		760,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	760,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,200,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,200,000
8 ゴルフ場利用税交付金		27,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10 地 方 特 例 交 付 金		491,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	488,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	3,000
11 地 方 交 付 税		28,940,000
	1 地 方 交 付 税	28,940,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		22,000
	1 交通安全対策特別交付金	22,000
13 分担金及び負担金		628,678
	1 分 担 金	2,728
	2 負 担 金	625,950
14 使用料及び手数料		1,786,601
	1 使 用 料	831,931
	2 手 数 料	954,670
15 国 庫 支 出 金		23,736,840
	1 国 庫 負 担 金	14,432,919
	2 国 庫 補 助 金	9,248,699
	3 委 託 金	55,222
16 県 支 出 金		10,392,722
	1 県 負 担 金	5,622,118
	2 県 補 助 金	4,003,182
	3 委 託 金	767,422
17 財 産 収 入		340,910
	1 財 産 運 用 収 入	283,228
	2 財 産 売 払 収 入	57,682
18 寄 附 金		3,702,625
	1 寄 附 金	3,702,625
19 繰 入 金		4,438,881
	1 基 金 繰 入 金	4,438,881
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		5,835,141
	1 延滞金、加算金及び過料	38,001
	2 市 預 金 利 子	19,904
	3 貸付金元利収入	4,485,792
	4 受託事業収入	2,241
	5 雑 入	1,289,203
22 市 債		10,204,600
	1 市 債	10,204,600
歳 入 合 計		142,406,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		545,687
	1 議 会 費	545,687
2 総 務 費		22,503,086
	1 総 務 管 理 費	20,489,812
	2 徴 税 費	859,494
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	731,852
	4 選 挙 費	247,336
	5 統 計 調 査 費	78,034
	6 監 査 委 員 費	96,558
3 民 生 費		45,971,334
	1 社 会 福 祉 費	20,342,112
	2 児 童 福 祉 費	23,360,765
4 衛 生 費		9,580,976
	1 保 健 衛 生 費	4,688,050
	2 清 掃 費	4,530,355
5 労 働 費		321,625
	1 労 働 諸 費	321,625
	6 農 林 水 産 業 費	
1 農 業 費		2,711,588
2 林 業 費		160,488
7 商 工 費		3,992,854
	1 商 工 費	3,992,854
	8 土 木 費	
1 土 木 管 理 費		1,075,415
2 道 路 橋 り よ う 費		5,823,106
3 河 川 費		275,428
4 港 湾 費		3,536
5 都 市 計 画 費		8,259,593
6 住 宅 費	3,263,423	

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		7,992,269
	1 消 防 費	7,992,269
10 教 育 費		12,747,607
	1 教 育 総 務 費	5,416,958
	2 小 学 校 費	2,529,563
	3 中 学 校 費	1,225,557
	4 総 合 支 援 学 校 費	149,536
	5 社 会 教 育 費	1,242,991
11 公 債 費		17,094,884
	1 公 債 費	17,094,884
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		142,406,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	川口地域交流拠点施設(仮称)整備事業	1,488,100	令和8年度	197,290
				令和9年度	1,290,810
4 衛生費	1 保健衛生費	新斎場整備事業	1,321,200	令和8年度	66,060
				令和9年度	1,255,140
10 教育費	6 保健体育費	みしま体育館冷暖房設備改修事業	210,000	令和8年度	84,000
				令和9年度	126,000
10 教育費	6 保健体育費	与板体育館耐震改修事業	612,000	令和8年度	245,400
				令和9年度	366,600

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
長岡地域土地開発公社の事業資金(長岡市の関係事業分)借入れに対する債務保証	令和8年度から令和9年度まで	32,410
長岡地域土地開発公社の中之島中央産業団地整備事業用地造成資金借入れに対する債務保証	令和8年度から令和12年度まで	503,573
「長岡産業交流会館」改修工事の元利償還金補助	令和8年度から令和18年度まで	30,205
互尊文庫管理運営費	令和8年度から令和11年度まで	140,000
戸籍システム標準化業務委託料	令和8年度から令和9年度まで	4,752
美化パトロール車賃借料	令和8年度から令和16年度まで	9,500
ホイールローダ賃借料	令和8年度から令和16年度まで	32,500
常備消防車両購入費	令和8年度から令和9年度まで	222,000

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公金収納システム整備事業	24,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
庁舎等整備事業	424,400			
普通財産解体事業	129,100			
国際交流センター整備事業	14,700			
トキ分散飼育施設整備事業	15,500			
リリックホール整備事業	22,300			
市立劇場整備事業	3,300			
文化センター整備事業	69,400			
町内公民館整備事業	5,200			
コミュニティセンター整備事業	527,200			
地域会館等整備事業	900			
川口地域交流拠点施設(仮称)整備事業	89,000			
老人福祉施設整備事業	155,600			
デイサービスセンター整備事業	166,000			
社会福祉施設整備事業	70,400			
保育所整備事業	143,400			
児童福祉施設整備事業	51,400			
子育て支援施設整備事業	41,900			
斎場整備事業	51,600			
健康センター整備事業	1,800			
診療所施設整備事業	3,300			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物処理施設整備事業	129,700			
旧廃棄物処理施設解体事業	155,800			
旧勤労青少年ホーム解体事業	1,800			
県営土地改良事業	98,700			
団体営土地改良事業	17,000			
林業施設整備事業	8,000			
産業団地案内看板撤去事業	2,000			
観光施設整備事業	129,500			
建設発生土処理場整備事業	22,500			
道路橋りょう整備事業	2,282,900			
河川整備事業	142,300			
急傾斜地崩壊対策事業	13,100			
街なみ環境整備事業	48,800			
中心市街地整備事業	1,387,800			
公園整備事業	113,900			
駐車場整備事業	18,000			
公営住宅建設事業	117,200			
消防施設整備事業	819,900			
与板地域アーケード撤去事業	90,000			
除雪機械整備事業	40,700			
道路消雪施設整備補助事業	100,800			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
投流雪施設整備事業	12,900			
教育センター整備事業	56,300			
学校給食施設整備事業	18,100			
校務環境整備事業	56,400			
小学校整備事業	86,600			
小学校学習情報環境整備事業	255,600			
中学校整備事業	150,700			
中学校学習情報環境整備事業	33,800			
総合支援学校整備事業	600			
総合支援学校学習情報環境整備事業	10,700			
社会教育施設整備事業	56,000			
体育施設整備事業	700,600			
過疎地域持続的発展特別事業	57,700			
借換債	957,400			
計	10,204,600			

国民健康保険事業特別会計

令和8年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,032,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		3,479,187
	1 国民健康保険料	3,479,187
2 国民健康保険税		28
	1 国民健康保険税	28
3 使用料及び手数料		360
	1 手 数 料	360
4 国庫支出金		280
	1 国庫補助金	280
5 県支出金		17,252,738
	1 県補助金	17,252,738
6 財産収入		5,901
	1 財産運用収入	5,901
7 繰入金		2,234,047
	1 一般会計繰入金	1,601,047
	2 基金繰入金	633,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		44,558
	1 延滞金、加算金及び過料	25,431
	2 雑 入	19,127
10 市債		15,000
	1 市 債	15,000
歳 入 合 計		23,032,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		277,487
	1 運営協議会費	504
	2 総務管理費	236,130
	3 医療費適正化特別対策事業費	16,451
	4 保険料徴収費	24,402
2 保険給付費		17,041,325
	1 療養諸費	16,978,458
	2 移送費	100
	3 出産育児一時金	37,516
	4 葬 祭 費	25,250
	5 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		5,369,297
	1 医療給付費	3,457,143
	2 介護納付金	401,315
	3 後期高齢者支援金	1,377,538
	4 子ども・子育て支援納付金	133,301
4 保健事業費		233,055
	1 保健事業費	233,055
5 基金積立金		5,901
	1 基金積立金	5,901
6 公債費		6,500
	1 公 債 費	6,500
7 諸支出金		97,535
	1 償還金及び還付加算金	18,338
	2 繰 出 金	79,197
8 予備費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		23,032,100

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険 寺泊診療所 整備事業	15,000	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

令和8年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

令和8年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		37,769
	1 外 来 収 入	35,133
	2 その他の診療収入	2,636
2 使用料及び手数料		104
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	100
3 繰 入 金		79,197
	1 他 会 計 繰 入 金	79,197
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		29
	1 雑 入	29
歳 入 合 計		117,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		95,105
	1 施 設 管 理 費	95,105
2 医 業 費		21,495
	1 医 業 費	21,495
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		117,100

後期高齢者医療事業特別会計

令和8年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,563,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,587,818
	1 後期高齢者医療保険料	3,587,818
2 使用料及び手数料		7
	1 手 数 料	7
3 繰 入 金		972,342
	1 一 般 会 計 繰 入 金	972,342
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3,232
	1 延滞金、加算金及び過料	311
	2 雑 入	2,921
歳 入 合 計		4,563,400

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		34,297
	1 総 務 管 理 費	31,545
	2 保 険 料 徴 収 費	2,752
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,526,081
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,526,081
3 諸 支 出 金		2,922
	1 償還金及び還付加算金	2,922
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,563,400

介護保険事業特別会計

令和8年度長岡市介護保険事業特別会計予算

令和8年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,980,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		6,302,056
	1 介護保険料	6,302,056
2 分担金及び負担金		10,387
	1 負担金	10,387
3 使用料及び手数料		511
	1 手数料	511
4 国庫支出金		6,841,155
	1 国庫負担金	5,042,073
	2 国庫補助金	1,799,082
5 支払基金交付金		7,826,472
	1 支払基金交付金	7,826,472
6 県支出金		4,379,029
	1 県負担金	4,205,006
	2 県補助金	174,015
	3 委託金	8
7 財産収入		13,668
	1 財産運用収入	13,668
8 繰入金		4,605,800
	1 一般会計繰入金	4,338,447
	2 基金繰入金	267,353
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		1,221
	1 延滞金、加算金及び過料	50
	2 雑収入	1,171
歳入合計		29,980,300

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		405,518
	1 総務管理費	225,271
	2 保険料徴収費	3,271
	3 介護認定事務費	176,976
	2 保険給付費	28,452,555
	1 介護給付費	28,432,661
	2 その他諸費	19,894
3 地域支援事業費		1,101,572
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	536,923
	2 包括的支援事業・任意事業費	563,114
	3 その他諸費	1,535
4 基金積立金		13,668
	1 基金積立金	13,668
5 諸支出金		5,987
	1 償還金及び還付加算金	5,757
	2 保険給付費	230
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		29,980,300

下水道事業会計

令和8年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	107,600	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	45,000,000	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	123,288	m ³
(4) 浄 化 槽 設 置 基 数	383	基
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	◦ 管路整備事業	
	◦ ポンプ場整備事業	
	◦ 処理場整備事業	
	◦ 浄化槽整備事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		10,742,300 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,779,637 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		4,824,830 千円
第 3 項 特 別 利 益		137,833 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		10,742,300 千円
第 1 項 営 業 費 用		10,180,934 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		557,665 千円
第 3 項 特 別 損 失		2,701 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,299,200千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,988千円、過年度分損益勘定留保資金297,444千円、当年度分損益勘定留保資金2,606,768千円及び減債積立金100,000千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		5,409,500 千円
第1項 企業債		3,207,200 千円
第2項 国庫補助金		1,427,416 千円
第3項 県補助金		9,100 千円
第4項 他会計出資金		316,468 千円
第5項 負担金		446,935 千円
第6項 貸付金回収金		2,380 千円
第7項 固定資産売却代金		1 千円
支 出		
第1款 資本的支出		8,708,700 千円
第1項 建設改良費		5,258,745 千円
第2項 企業債償還金		3,446,575 千円
第3項 投資		2,380 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	千秋が原ポンプ場設備増設等事業	2,800,000	令和8年度	1,100
				令和9年度	3,200
				令和10年度	146,300
				令和11年度	337,700
				令和12年度	902,000
				令和13年度	1,409,700
資本的支出	建設改良費	山田町ポンプ場設備更新事業	185,000	令和8年度	67,650
				令和9年度	117,350
資本的支出	建設改良費	脇野町雨水ポンプ場設備改築事業	134,500	令和8年度	56,650
				令和9年度	77,850
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター用水設備更新事業	800,000	令和8年度	33,330
				令和9年度	337,700
				令和10年度	428,970
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター最終沈殿池設備更新事業	789,000	令和8年度	418,550
				令和9年度	370,450
資本的支出	建設改良費	栃尾下水処理センター汚泥脱水設備更新事業	546,500	令和8年度	156,970
				令和9年度	389,530
資本的支出	建設改良費	小国浄化センター用水設備更新事業	354,000	令和8年度	112,090
				令和9年度	241,910

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	3,207,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	3,207,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 297,823 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,119,597千円である。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和8年度長岡市下水道
収益的収入

(単位 千円)

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,742,300	
	1	営業収益	5,779,637	
		1 下水道使用料	4,320,085	
		2 他会計負担金	1,459,361	
		3 その他営業収益	191	
	2	営業外収益	4,824,830	
		1 他会計補助金	1,660,236	
		2 国庫補助金	47,750	
		3 長期前受金戻入収益	3,026,116	
		4 雑収益	90,728	
	3	特別利益	137,833	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	137,820	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,742,300	
	1	営業費用	10,180,934	
		1 管渠費	653,397	
		2 ポンプ場費	109,108	
		3 処理場費	2,037,259	
		4 浄化槽費	28,710	
		5 流域下水道 維持管理負担金	666,745	
		6 業務費	271,515	
		7 総係費	188,534	
		8 減価償却費	6,195,316	
		9 資産減耗費	30,350	
	2	営業外費用	557,665	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	477,665	
		2 消費税及び地方消費税	80,000	
	3	特別損失	2,701	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,260	
		3 その他特別損失	431	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 資本的収入			5,409,500		
	1 企業債		3,207,200		
		1 企業債		3,207,200	
	2 国庫補助金		1,427,416		
		1 国庫補助金		1,427,416	
	3 県補助金		9,100		
		1 県補助金		9,100	
	4 他会計出資金		316,468		
		1 他会計出資金		316,468	
	5 負担金		446,935		
		1 工事負担金		437,590	
		2 受益者負担金		4,745	
		3 受益者分担金		4,600	
	6 貸付金回収金		2,380		
1 水洗便所改造資金貸付金回収金			2,380		
7 固定資産売却代金		1			
	1 固定資産売却代金		1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 資本的支出			8,708,700		
	1 建設改良費		5,258,745		
		1 事務費		129,163	
		2 資産購入費		8,519	
		3 管路整備費		2,502,100	
		4 ポンプ場整備費		190,100	
		5 処理場整備費		1,716,640	
		6 浄化槽整備費		4,735	
		7 流域下水道建設負担金		707,488	
	2 企業債償還金		3,446,575		
		1 企業債償還金		3,446,575	
	3 投資		2,380		
		1 水洗便所改造資金貸付金		2,380	
	4 予備費		1,000		
1 予備費			1,000		

水道事業会計

令和8年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	110,200 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	30,414,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	83,326 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		6,428,400 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,853,821 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		574,568 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円

	支	出
第 1 款 事 業 費 用		6,048,200 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,719,687 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		316,384 千円
第 3 項 特 別 損 失		2,129 千円
第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,475,200千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,008千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額325,090千円、当年度分損益勘定留保資金2,032,622千円及び減債積立金1,036,480千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,069,100 千円
第1項 企業債	1,900,000 千円
第2項 国庫補助金	19,550 千円
第3項 出資金	30,505 千円
第4項 工事負担金	119,034 千円
第5項 固定資産売却代金	11 千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,544,300 千円
第1項 建設改良費	4,125,768 千円
第2項 企業債償還金	1,404,972 千円
第3項 国庫補助金返還金	3,560 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場薬品注入設備更新事業	398,090	令和8年度	173,030
				令和9年度	225,060
資本的支出	建設改良費	和島低区配水池ほか遠方監視設備更新事業	188,100	令和8年度	56,650
				令和9年度	131,450
資本的支出	建設改良費	青木配水池電気設備更新事業	55,660	令和8年度	19,360
				令和9年度	36,300
資本的支出	建設改良費	上除配水池緊急遮断設備ほか更新事業	39,600	令和8年度	3,300
				令和9年度	36,300
資本的支出	建設改良費	太田低区配水池ほか設備更新事業	232,980	令和8年度	47,080
				令和9年度	185,900
資本的支出	建設改良費	栃尾浄水場遠方監視設備更新事業	454,300	令和8年度	127,600
				令和9年度	326,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設整備事業	1,900,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,900,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,083,771 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業等に伴う企業債利子補助	1,241 千円
(2) 児童手当に対する負担金	10,344 千円
合 計	11,585 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、95,871千円と定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和8年度長岡市水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			6,428,400	
	1 営業収益		5,853,821	
		1 給 水 収 益	5,531,149	
		2 加 入 金	67,364	
		3 下 水 道 受 託 収 益	213,115	
		4 その他営業収益	42,193	
	2 営業外収益		574,568	
		1 受取利息及び配当金	9,003	
		2 他会計補助金	11,585	
		3 国庫補助金	15,911	
		4 長期前受金戻入収益	499,626	
		5 雑 収 益	38,443	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			6,048,200	
	1 営業費用		5,719,687	
		1 原水及び浄水費	1,299,863	
		2 配 水 費	719,621	
		3 給 水 費	355,410	
		4 業 務 費	411,069	
		5 総 係 費	316,895	
		6 減 価 償 却 費	2,488,560	
		7 資 産 減 耗 費	128,269	
	2 営業外費用		316,384	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	230,868	
		2 雑 支 出	5,516	
		3 消費税及び地方消費税	80,000	
	3 特別損失		2,129	
		1 固定資産売却損	126	
		2 過年度損益修正損	1,100	
		3 その他特別損失	903	
	4 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			2,069,100	
	1 企業債		1,900,000	
		1 企業債	1,900,000	
	2 国庫補助金		19,550	
		1 国庫補助金	19,550	
	3 出資金		30,505	
		1 出資金	30,505	
	4 工事負担金		119,034	
		1 工事負担金	119,034	
	5 固定資産 売却代金		11	
1 固定資産売却代金		11		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			5,544,300	
	1 建設改良費		4,125,768	
		1 事務費	128,255	
		2 資産購入費	71,143	
		3 原浄水施設費	975,260	
		4 給配水施設費	2,951,110	
	2 企業債償還金		1,404,972	
		1 企業債償還金	1,404,972	
	3 国庫補助金 返還金		3,560	
		1 国庫補助金返還金	3,560	
	4 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

簡易水道事業会計

令和8年度長岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度長岡市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,500 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	867,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,375 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		555,500 千円
第 1 項 営 業 収 益		164,509 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		390,980 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		555,500 千円
第 1 項 営 業 費 用		520,422 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		29,200 千円
第 3 項 特 別 損 失		5,378 千円
第 4 項 予 備 費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額211,400千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,472千円、過年度分損益勘定留保資金4,425千円、当年度分損益勘定留保資金159,720千円及び減債積立金2,783千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	725,300 千円
第1項 企業債	716,900 千円
第2項 工事負担金	8,400 千円
支 出	
第1款 資本的支出	936,700 千円
第1項 建設改良費	730,485 千円
第2項 企業債償還金	205,715 千円
第3項 予備費	500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	川口地域遠方監視設備更新事業	200,200	令和8年度	88,000
				令和9年度	112,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業	716,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	716,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 72,311 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 簡易水道事業の支出に対する補助	318,177 千円
(2) 児童手当に対する負担金	2,304 千円
合 計	320,481 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,774千円と定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和8年度長岡市簡易水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		555,500	
	1	営業収益	164,509	
		1 給 水 収 益	152,080	
		2 加 入 金	198	
		3 下 水 道 受 託 収 益	10,443	
		4 そ の 他 営 業 収 益	1,788	
	2	営業外収益	390,980	
		1 他 会 計 補 助 金	320,481	
		2 国 庫 補 助 金	1,578	
		3 長 期 前 受 金 戻 入 収 益	66,908	
		4 雑 収 益	2,012	
		5 消 費 税 及 び 地方消費税還付金	1	
	3	特別利益	11	
		1 過 年 度 損 益 修 正 益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		555,500	
	1	営業費用	520,422	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	149,842	
		2 配 水 費	93,668	
		3 給 水 費	24,563	
		4 業 務 費	4,170	
		5 総 係 費	19,799	
		6 減 価 償 却 費	225,750	
		7 資 産 減 耗 費	2,630	
	2	営業外費用	29,200	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	29,098	
		2 雑 支 出	102	
	3	特別損失	5,378	
		1 過 年 度 損 益 修 正 損	330	
		2 そ の 他 特 別 損 失	5,048	
	4	予備費	500	
		1 予 備 費	500	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			725,300	
	1 企業債		716,900	
		1 企業債	716,900	
	2 工事負担金		8,400	
		1 工事負担金	8,400	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			936,700	
	1 建設改良費		730,485	
		1 事務費	565	
		2 原浄水施設費	609,714	
		3 給配水施設費	120,206	
	2 企業債償還金		205,715	
		1 企業債償還金	205,715	
	3 予備費		500	
1 予備費		500		